

福井県庁生活協同組合員証兼ゴールドカード 年会費のご案内

本人会員・家族会員ともに無料

2025年12月9日改定

福井県庁生活協同組合員証兼ゴールドカード 会員特約

第1条(カードの名称)

本カードは、福井県庁生活協同組合(以下「当生協」という。)と株式会社福井カード(以下「当社」という。)が提携して発行するもので、カードの名称は「福井県庁生活協同組合員証兼ゴールドカード」(以下「本カード」という。)とします。

第2条(入会方法)

1. 本カードは、本特約および別途当生協が定める当生協会員規約ならびに当社が定める会員規約を承認のうえ、当生協および当社に入会を申込むものとします。
2. 本カードの会員(以下「会員」という。)は、当生協および当社が本人会員として入会を認めた者とし、本特約および当生協会員規約に基づく資格(以下「当生協会員資格」という。)と当社の会員資格を有するものとします。
3. 当社は、会員に対し本カードを貸与します。

第3条(年会費)

会員は、本カードに関しては年会費を免除されるものとします。

第4条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、当社が提供する特典およびサービスを受ける場合、当社所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、当生協はこれらの提供に関して、会員と当社との間に生じる紛議に対し一切の責任を負いません。
2. 会員は、当生協が提供する特典およびサービスを受ける場合、当生協所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、当社はこれらの提供に関して、会員と当生協との間に生じる紛議に対し一切の責任を負いません。
3. その他の提供サービスについては、提供者所定の方法によるものとします。

第5条(会員資格の喪失)

1. 当生協は、会員が当生協会員資格を有するものとして不適格であると判断した場合は、何らの催告を要せず当生協会員資格を喪失させることができるものとします。

2. 前項により会員が当生協会員資格を喪失した場合、当社は、当該会員の当社会員資格を喪失させることができるものとします。
3. 会員が当生協会員資格を喪失した場合、会員は、本特約第4条第2項に基づき提供される特典およびサービスを利用する権利も同時に喪失するものとします。
4. 当社または当生協が本カードの返還を求めた場合、会員は返還を求められた本カードすべてを、直ちに当社へ返還するものとします。

第6条(会員情報の提供と利用の同意)

1. 本条は、個人情報の取扱いに関する同意条項(以下「同意条項」という。)の特約として定めるものであり、申込者または会員は次の通り同意します。
 - (1)当社が当生協に対し、当生協の会員向け特典およびサービスの提供、販売活動および営業案内のために申込者または会員に関する下記の個人情報を提供し利用されること。
 - ①申込書記載事項等の申告事項
 - ②入会の審査結果(理由を除く)
 - ③本カード会員番号
 - ④会員の本カード利用について知り得た情報(信用情報を除く)
 - ⑤会員の当社会員資格喪失の事実
 - (2)当生協が当社に対し、当社の会員向け特典およびサービスの提供、クレジットカード業務のために会員に関する下記の個人情報を提供し利用されること。
 - ①当生協の会員向け特典およびサービス・販売について知り得た情報
 - ②当生協会員資格喪失の事実
2. 当生協および当社は前項の会員情報の相互の提供と利用については、個人情報保護のため適切な措置を講じるものとします。

第7条(適用)

本特約に定めのない事項については、当社の会員規約または同意条項が適用されるものとし、本特約と当社の会員規約または同意条項の間で抵触がある場合には、本特約が優先されるものとします。